

# 加茂商工会議所 会 員 情 報

加茂市幸町2-2-4 TEL52-1740 FAX52-4100 URL <http://www.kamocci.or.jp/> E-mail [info@kamocci.or.jp](mailto:info@kamocci.or.jp)(代表)

NO. 357号/R2. 3. 26 発行

## ◆木戸会頭就任 新体制スタート

3月25日(水) 通常議員総会で承認

3月25日(水)開催の通常議員総会において、現在、空席となっている会頭に木戸信輔氏(有ニック加茂社長/前副会頭)が満場一致で選任されました。また、同じく空席の副会頭2名、常議員2名の候補者についても承認され、新体制がスタートしました。

今回選任された役員の任期は、令和4年10月31日まで(残任期間)となります。

- 会 頭 木戸 信輔 (有ニック加茂/社長) ※新任
- 副 会 頭 長澤 敬一 (笹菊薬品株/会長) ※新任
- 西村 道博 (株ニシトク/社長)
- 鶴巻恵一郎 (株ツルマキ工業/社長) ※新任
- 専務理事 佐藤 健一 ※令和2年1月1日着任
- 監 事 田邊 敏夫 (株田辺喜平商店/社長)
- 更科 勲 (理容さらしな/店主)
- 藤本 準一 (藤本準一税理士事務所/所長)

### ○常議員 (23名)

※印は新任

氏 名	事業所名/役職
阿部 一郎	阿部精麦株/社長
阿部 貴行	加茂信用金庫/理事長
阿部 正明	阿部煙火工業株/会長
有本 照一	株有本電器製作所/社長
内山 榮	株コスモ・パワー新潟事業所 /会長
小野塚 莊一	株小野塚印刷所/社長
小柳 正徹	株葵設備工業/社長
川崎 晃	株川崎薬品商会/社長
小池 俊木	有小池時計店/社長
牛腸 誠	株下条製作所/会長
佐藤 敏夫	株鴨川/会長
佐野 誠	有佐野組/社長

氏 名	事業所名/役職
志田 長春	シダチョー建設株/社長
関 英男	株浜屋/社長
高橋 宏明	株高橋はかりや/社長
田邊 良夫	株田邊久平商店/社長
外川 浩明	株日立ニコトランスミッション 加茂事業所/課長
中野 壽夫	株マスカガミ/社長
堀内 堅	株堀内組/会長
三浦 伸一	有三浦薬局/社長
涌井源一郎	株涌井建設工業/社長
※阿部 悟	株新生堂/社長
※佐谷 研一	東芝ホームテクノ株/副部長

## ◆新型コロナウイルス感染症の影響により

### 納税が困難な方に猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められます。

●例えば…利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、やむを得ず事業を廃業または休止した場合、ご本人又はご家族が病気にかかった場合 等

●必要な要件（全てに該当する場合に認められます）

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納が無いこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6カ月以内に申請書が提出されていること。

※令和元年分の申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税の確定申告の納期限は4月16日となります。

⑤ 原則として担保の提供があること（不要な場合があります）

※詳しい内容や手続きについては三条税務署（TEL:32-6211）へお問い合わせください。

## ◆県特別融資制度／限度額が拡大、融資期間延長されました

○融資限度額 5,000万円以内に拡大

既存の県セーフティーネット資金の他の要件とは別枠で利用可能

○資金使途 運転資金

○融資期間 10年以内（据置3年以内）に期間延長

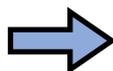
○貸付利率  
3年以内 1.15%      3年超～5年以内 1.35%  
5年超～7年以内 1.55%      7年超～10年以内 1.75%

※詳細は <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/sogyo/yuushi--corona.htmlcorona.html>

## ◆4月納付分から健康保険料率・介護保険料率が変わります

### ①健康保険料率

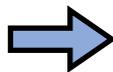
給与・賞与の**9.63%**  
令和2年2月分(3月納付分まで)



給与・賞与の**9.58%**  
令和3年3月分(4月納付分から)

### ②介護保険料率

給与・賞与の**1.73%**  
令和2年2月分(3月納付分まで)



給与・賞与の**1.79%**  
令和3年3月分(4月納付分から)

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料が加算。賞与については、3月1日以降に支給分から変更後の保険料率が適用。  
※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／山本・横山まで）。